

社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会  
行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 所定外労働を削減するため、週2回、各事業所でノー残業デイを設定、実施する。

○これまでの週1回のノー残業デイを継続し、令和5年度は隔週で週2回のノー残業デイを実施し、令和6年度から毎週実施する。

目標2 常勤職員の休憩時間を45分間とし、退勤時間を15分繰り上げ、17時15分とする。

○令和5年度からパート職員の休憩時間を45分間に統一し、60分間であったパート職員は出勤時間及び退勤時間を調整する。常勤職員は令和6年度から実施する。ただし、原則としてパート職員及び常勤職員いずれも所定内労働時間の変更はしないこととする。